

第 1 回検討会の議事概要

1 国による機械等の回収・改善命令（要請）のあり方について

- AからEまでの機械等のうち、D-1以下を命令の対象にしてこなかった理由として、①D-2、Eは譲渡者に安全措置を義務付けていないため、②また、D-1は譲渡者及び使用者に安全措置を義務付けており、作動部分の突起物などその違反状態を使用者でも認識しやすいといった理由があるものと考えられる。
- D-1以下の機械等について、メーカーに回収・改善を要請しているのは、機械等の台数が多いため全ユーザーに監督署から直接指導するのは、現実的に難しいことによる。
- 安衛則における「機械」の定義については、「機械包括安全指針」における機械の定義によることとしている。
- ユーザーが気づいた危険情報をメーカーにフィードバックすることは、欠陥機械をなくす意味でも効果がある。
- 食品関係では、昔は手作業が多かったが、最近は機械化が進みD-2、Eの機械も増えているため、どこかで災害の歯止めをかける必要がある。

2 回収・改善を促進させるための方策のあり方について

- 公表は、懲罰的な意図ではなく、あくまで労働者の安全確保という目的で最終的な手段として考えている。
- ロボットの場合は、ロボットを構成する個々の機械のメーカーとエンドユーザーの間に距離があり、事故の責任がどこにあるのかは、設備の契約までさかのぼらないとわからない。
- 産業用機械は、量産品の形で流通している大衆製品に近いもの、エンジニアリングをして大型設備化するものなどいろいろあり、それらを同じ土俵で議論はできない。
- 中小のメーカーに改善命令を出すと、メーカーは倒産しかねない問題がある。
- 中小のユーザーも安全管理は、作業者の力量によらざるを得ないというのが現状。
- メーカーとユーザーの間にいる譲渡者（流通業者）も指導し、安全の意識を高めないといけないのではないか。

- 法令を知らない事業場があるので、例えば安衛則25条を周知することも必要。
- アジアの諸外国との競争もあり、法令を熟知していないところが生産設備を買うときは、安全が端折られてしまう傾向がある。
- 「機械包括安全指針」も知れ渡っているわけではなく、また、中小の事業場の方が事故の比率は高い。機械安全の教育や普及も施策として考えてほしい。
- 労災を防ぐための公表ならば、機械安全の関係者に認知されたサイトに公表するなど、誰もがわかりやすい形で効果的に行うよう留意すべき。

3 欠陥のある機械等の流通を防止するための方策について

- リスクアセスメントについて、言葉は知っているが方法を知らないという現状もあり、その普及のためには、例えば将来的に罰則を与えるくらいの勢いの指導がないと普及しないのではないか。
- 中小企業に対していかに普及させるか、という観点も検討してほしい。
- 中古品の流通を含めて、流通業者にも普及させることが必要。
- 中小企業への支援策として、業界団体でも検討しているが、地域ごとに専門家が支援するネットワークを作ることも考えられる。
- 公表については、とにかく危険な機械を公表する、また法違反ではないが好ましい方法を推奨する意味で公表するなどの方法も考えられる。
- 電動工具には手持ちのもの、工場で使うものがあるが、監督署から指導を受ける際に、D-1やD-2の覆いの範囲が曖昧で判断が分かれることがある。例えば何ミリ以上の隙間を開けてはならないといった明確な基準を設けてはいかがか。
- 構造規格でなくても、JIS規格や業界団体規格で国際標準によるC規格レベルの安全規格をそろえることが必要。また、それを国が認めることも考えられる。
- 回収・改善命令とは距離がある話であるが、大手では生産技術部門が設備安全の仕様を決め、製造部門に引き渡すため、生産技術部門のレベルが上がらなければ安全水準が上がらないという課題がある。
- 回収・改善の費用負担については、受益者が負担すべきという考え方もあり、個々のケースで誰が受益者になるかは、判断が難しい。